

## 鹿屋市自動体外式除細動器（AED）貸出要領

### （目的）

第1条 この要領は、本市で開催される各種行事において、参加者が心停止状態に陥った際の救急救命活動に備えるため、主催する者への自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

### （貸出対象）

第2条 AEDの貸出対象となる行事は、市内で開催され、市民を含む概ね10人以上の者が参加する健康づくりやスポーツその他の各種イベント、祭典・式典、講習会等とする。

ただし、市長が認めるものに関しては、この限りでない。

2 AEDの貸出対象となる者は、第1項に定める行事を主催する者とする。

### （貸出期間）

第3条 AEDの貸出期間は、当該行事の開催期間及びその前後の期間とし、最長7日とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、期間を延長することができる。

### （経費）

第4条 AEDの貸出しは無料とする。

### （貸出申請）

第5条 AEDの貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、原則として貸出を受けようとする日の7日前までに、電子申請により市長に申請しなければならない。ただし、電子申請により申請できない場合は、AED借用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

### （貸出承認）

第6条 市長は、申請者から前条の申請を受理したときは、これを審査し、適当と認められる場合は貸出しを承認するものとする。

### （貸出中の管理）

第7条 申請者は、AEDを常に良好な状態で保管するとともに、機器の特殊性に配慮した管理に努めることとする。また、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

（1）AEDは、取扱説明書に従って適切に使用すること。

（2）AEDを目的外に使用しないこと。

（3）AEDを処分、転貸、又は譲渡しないこと。

### （返却及び使用報告）

第8条 AEDの貸出を受けた申請者は、返却期日までにAEDを返却するものとする。  
また、貸出期間中にAEDを使用した際は、返却時に電子申請又はAED使用実績報告書（第2号様式）により使用状況等を報告するものとする。

（損害賠償）

第9条 申請者は、AEDをその責めに帰すべき理由により故障、破損又は紛失させた場合には、市長の指示に従い、その者の負担においてこれを補償し、又は修理するものとする。

（返還）

第10条 市長は、貸出期間中であっても、次の各号に該当すると認めるときは、AEDを返還させることができるものとする。

- （1）AEDの貸出を受けた申請者が、AEDを使用しなくなったとき。
- （2）AEDの貸出を受けた申請者が、本要領に違反したとき。
- （3）その他、市長が特に必要と認めたとき。

（損害賠償責任）

第11条 市長は、AEDの使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

附則

この要領は、平成20年8月4日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

（別表）



第2号様式

A E D 使用実績報告書

年 月 日

鹿屋市長 中西 茂 様

申請者	住所・電話   電話 ( )
	氏名 (団体名及び代表者名)

借用したAEDの使用について、下記のとおり報告します。

行事名				
使用場所				
使用日時	年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分頃			
AEDを操作した人	性別	男 ・ 女	年齢	
AEDの使用を受けた人	性別	男 ・ 女	年齢	
AEDを使用した時の状況等	(分かる範囲でご記入ください。)			
使用消耗品	パッド ・ はさみ ・ その他 ( )			
破損等の有無	無 ・ 有 ( )			